平成16年8月10日 記者発表資料

#### 平成15年度大気環境及び水域環境の状況について

神奈川県では、関係機関と協力して大気環境や水域環境の測定を実施しております。このたび、平成15年度の調査結果がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

#### 1 大気環境の状況

県では、大気汚染防止法に基づいて同法の政令市である横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市及び相模原市と協力して、二酸化窒素等の大気汚染物質について常時監視測定を行うとともに、ベンゼン等有害大気汚染物質のモニタリング調査を行いました。

# (1) 測定結果の概要

### ア 常時監視測定結果

一般環境大気測定局注 1)(以下、「一般局」という。)61局、自動車排出ガス測定局注 2) (以下、「自排局」という。)31局、計92局で二酸化窒素等の大気汚染物質の測定を行った。

- 〇 二酸化窒素
  - ・ 測定を行った92局中84局(一般局61、自排局23)で環境基準を達成しており、特に一般局では、すべての測定局で環境基準を達成していた。
  - ・ 環境基準の達成率は、91.3%(一般局100%、自排局74.2%)で、14年度の82.4%に比べて8.9ポイント上昇している。(資料 1 P2参照)
- 〇 浮遊粒子状物質
  - ・ 測定を行った92局中60局(一般局45、自排局15)で環境基準を達成していた。
  - 環境基準の達成率は、65.2%(一般局73.8%、自排局48.4%)で、14年度の45.6%に比べて19.6ポイント上昇している。((資料 1 P4参照)
- 〇 光化学オキシダント
  - ・ 測定を行った60局(一般局60)すべての測定局で環境基準を達成していなかった。
  - ・ 光化学スモッグ注意報の発令日数は6日で、被害の届出は17名であった。((<u>資料1</u> P7参照)
- 〇 二酸化硫黄及び一酸化炭素
  - 二酸化硫黄(一般局60)及び一酸化炭素(一般局5、自排局22)ともすべての 測定局で環境基準を達成していた。((資料 1 P8参照)

注 1)一般環境大気測定局:人が常時生活し活動している地域全体の大気環境の状況を常時監視するための測定局で自動車排出ガス測定局以外のもの。県内では市役所などの地域を代表する地点に設置している。 注 2)自動車排出ガス測定局:自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点や幹線道路の近傍において大気環境の状況を常時監視するための測定局。

# イ 有害大気汚染物質モニタリング調査結果

大気汚染防止法に基づいて政令市と協力して、ベンゼン等の揮発性有機化合物、アルデヒド類及び重金属類等の19物質について、県内23地点で測定を行った。((資料 1 P 12, 13参照)

- 〇 ベンゼン
  - ・ 測定を行った22地点のうち沿道の1地点については、環境基準を達成していなかったが、それ以外の21地点では、環境基準を達成していた。

- トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン
  - ・ 測定を行った21地点すべてで環境基準を達成していた。
- アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物・ 測定を行った21地点(ニッケルのみ19地点)すべてで、健康リスクの低減を図るための指針となる数値(以下、「指針値」という。)を満足している。((資料 1) P
- 〇 環境基準及び指針値が定められていない11物質
  - ・ 測定を行った23地点すべてで、14年度に環境省及び各自治体が実施した全国調査結果とほぼ同じ濃度レベルとなっている。((資料 1 P16参照)

#### (2) 今後の取組み

16参照)

ア 二酸化窒素、浮游粒子状物質等の対策

- 工場等の固定発生源対策としては、法及び条例に基づき、規制基準の遵守等について一層の徹底を図る。
- 〇 自動車交通公害対策としては、東京都、埼玉県及び千葉県とともに15年10月から施行しているディーゼル車規制や、「神奈川県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」に基づき、低公害車の導入促進等の自動車からの排出ガス抑制のための施策を進める。

#### イ 有害大気汚染物質対策

○ 法及び条例に基づき、化学物質の適正管理や大気中への排出量削減についての指導を徹底する。

## 2 水域環境の状況

県では、水質汚濁防止法に基づき国土交通省、同法の政令市である横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、小田原市、大和市、平塚市、厚木市及び茅ヶ崎市と協力して、公共用水域及び地下水の水質の測定を行いました。

## (1) 測定結果の概要

# ア 公共用水域測定結果

河川については34水域84地点、湖沼については4水域17地点、海域については13 水域43地点の計51水域144地点で水質の測定を毎月行った。

〇 健康項目注 3)

カドミウム等26項目について、144地点で調査したところ、砒素については火山地帯の自然的要因に由来して1河川1地点で環境基準を達成していなかったが、全シアン、カドミウム等25項目はすべて環境基準を達成していた。(<u>資料 2</u> P2表1)

- 生活環境項目(BOD又はCOD)注 4)
  - ・水の汚濁状況を示す一般的指標であるBOD又はCODは、51水域中43水域で環境基準を達成しており、達成率は84%で14年度の77%に比べて7ポイント上昇している。(資料 2 P2表2)
  - ・河川、湖沼、海域別の状況は、河川で34水域中30水域、湖沼で4水域中3水域、海域で13水域中10水域が環境基準を達成しており、環境基準の達成率は、河川が88%で14年度の84%に比べて4ポイント、湖沼が75%で14年度の50%に比べて25ポイント、海域が77%で14年度の69%に比べて8ポイント上昇している

(資料 2 P3図1図2表3、P4図3表5図4、P5表7)

〇 東京湾の全窒素、全燐

全窒素は4水域中1水域で、全燐は4水域中3水域で環境基準を達成していた。 (資料 2 P5図5) 注 3)健康項目:人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた26項目をいう。 注 4)生活環境項目:生活環境を保全する等の上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた9項目をいう。

### イ 地下水測定結果

O メッシュ調査<sub>注 5</sub>)

- 県内を1kmメッシュに分割し、各メッシュ内の井戸(321地点)の水質について調査を 行った。

行った。 環境基準項目注 6)については、321地点中278地点で環境基準を達成(達成率86.6%)している。残りの43地点については、砒素、シスー1,2ージクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」、ほう素の6項目のいずれかが環境基準を達成していなかった。(資料 2 P15表14-1)

〇 定点調査注 フ)

99地点の井戸の水質について調査を行った。

環境基準項目については、99地点中90地点で環境基準を達成(達成率 90.9%)していた。残りの9地点については、鉛、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の2項目のいずれかが環境基準を達成していなかった。(資料 2 P15表14-2)

〇 定期モニタリング調査

前年度までの調査の結果、汚染が確認された106地点において継続的な監視を行うため、環境基準項目のうちの11項目を調査した。

調査した11項目については、39地点で環境基準を達成している。残りの67地点については、1,1-ジクロロエチレン、シスー1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の6項目のいずれかが環境基準を達成していなかった。(資料 2 P15表14-3)

注 5)メッシュ調査: 県内の地下水の汚染状況を把握するため、県内全域を1kmメッシュに区切り、各メッシュ内ごとに1つの井戸を選定し、その井戸の水質について調査する。4年間で1巡するよう、年次計画を策定し、実施している。

注 6)環境基準項目:地下水質の環境基準に定められている26項目。公共用水域の健康項目(注 3)と同じ。 注 7)定点調査:地域における代表的な地点を定め、長期的な観点から継続的に水質の調査を行い経年的な変化 の把握を目的としている。

#### (2) 今後の取組み

#### ア 公共用水域の対策

- 河川、湖沼及び海域の水質汚濁の改善を図るため、市町村と連携して、法・条例に基づく 工場・事業場の規制、指導を行うとともに、生活排水対策として下水道や合併処理浄化槽の整 備促進などに取り組む。特に、県民の水がめである相模湖・津久井湖については、山梨県との 連携も図りつつ水質保全対策に努める。
- 東京湾については、COD、窒素、燐の総量削減により水質の保全に一層努めていく。

# イ 地下水の対策

○ 地下水汚染の未然防止を図るため、市町村と連携して、法・条例に基づく工場・事業場の規制、指導を徹底する、地下水汚染の改善を図るため、汚染された地下水の浄化対策を指導する。

資料 1 平成15年度大気汚染の状況について(PDFファイル381KB)

<u> 資料1-2 平成15年度大気汚染の状況について(資料編)(PDFファイル250KB)</u>

資料 2 平成15年度水質汚濁の状況について(PDFファイル911KB)

資料2-2 各測定地点の達成状況

BOD(COD)の環境基準達成状況の推移(河川・湖沼・海域)(PDFファイル26KB) 各測定地点におけるBOD及びCODの状況(河川・湖沼・海域)(PDFファイル952KB) 全燐および全窒素(東京湾)(PDFファイル69KB)

> (問い合わせ先) 神奈川県環境農政部大気水質課 (大気環境の調査結果に関すること)

松本 電話 045-210-4103 荻野 電話 045-210-4111 (水域環境の調査結果に関すること)

杉山 電話 045-210-4104 大道 電話 045-210-4123

メールアドレス: taikisuisitu.0503@pref.kanagawa.jp

ハローファックスボックス番号	28024
ホームページアドレス	http://www.pref.kanagawa.jp/press/0408/28024/index.htm